

緊急時対応マニュアル

1. 火災
2. 地震
3. 台風
4. 洪水
5. 施設内でのケガ・病気
6. 送迎中の交通事故

りんごのき

1. 火災

<りんごのきから出火した場合>

- ① 「火事だあー」と叫び、知らせる
- ② 利用児を避難させる(玄関又ははき出しの窓より) → 職員駐車場
★ 必ずスタッフと手をつなぐ
- ③ 人数確認する → 保護者へ連絡する

- ※ 初期消火を行う
- ※ 119番へ通報する

<近隣からの出火の場合>

- ① 出火場所を確認し → 「火事だあー」と叫び、知らせる
- ② 利用児を安全な空地へ避難させる
- ③ 人数確認する
- ④ 事業所内へ入る事が出来ない状態(水びたしるい消)



保護者へ連絡し迎えに来てもらう

2. 地震

1. 利用児を揺れがおさまるまで、安全な場所に避難させる
集団活動(ぶどう)の部屋、又は個別活動(すいか)の部屋
2. 揺れがおさまってから、外の安全な場所(職員駐車場)に誘導する
3. 保護者に連絡し、迎えを待つ(避難勧告が出た場合)

3. 台風

1. 療育中、「特別警報」(大雨・暴風雨・暴風雪・大雪)
「警報」(暴風・暴風雨)が発令された場合は、速やかに
送迎の連絡をに対応する

4. 洪水

1. 療育中、「避難勧告」が発令された場合、避難指示に従い、速やかに
指定された避難場所へ避難する 保護者への連絡もする

5. 施設内でのケガ・病気の場合

1. 利用児の状態を把握する
2. 緊急を要する場合は、救急車を要請する → 119番
又は協力医療機関に連絡する → 水島中央病院(TEL 444-3311)
3. 救急車を待つ際、応急処置をする
4. 保護者に連絡する
5. 市、県民局にすみやかに報告する

倉敷市役所	426-3030
水島支所	446-1111
県民局	434-7064

6. 交通事故(当事者の場合)

<緊急を要する場合>

1. 利用児の安全確認
 - ①救急車要請119番
 - ②りんごのきに連絡
(TEL444-0345)
 - ③サービス管理責任者に伝える
 - ④保護者に連絡する

2. 警察に連絡

水島警察署
110番 (TEL444-0110)

江長交番
446-4838

3. 警察車輛・救急車の到着を待つ
指示に従う

<緊急を要さない場合>

1. 利用児の安全確認
 - ①りんごのきに連絡
(TEL444-0345)
 - ②サービス管理責任者に伝える
 - ③保護者に連絡する

2. 警察に連絡

水島警察署
110番 (TEL444-0110)

江長交番
446-4838

3. 警察車輛の到着を待つ
指示に従う